一般社団法人東京大学ＤＭＴＣアソシエイツ定款(案2)

1. 総則

（名称） 第１条 この法人は、一般社団法人東京大学ＤＭＴＣアソシエイツ（以下本会」という。）と称する。

（事務所） 第２条 本会は、主たる事務所を東京都目黒区駒場 4-6に置く。

２ 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

1. 目的及び事業

（目的） 第３条 本会は、東京大学大学院情報学環附属総合防災情報研究センター/生産技術研究所附属都市基盤安全工学国際研究センター災害対策トレーニングセンター(以下DMTCという)が開発する災害対策の知識・行動、意思決定の学びの普及、継続を図ることで、多くの被災者の命を救うことを目的とする。

（事業） 第４条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)DMTCの災害対策のプログラム等の教材、指導案作成

(2)DMTCの災害対策のプログラム等の研修の実施

(3)DMTCの災害対策の指導者の育成支援

(4)DMTCの災害対策のプログラム等の効果の検証

(5)DMTCの災害対策のプログラム等の世界への普及と支援

(6)DMTCの災害対策の普及のための交流会の開催

(7)DMTCの災害対策の普及のための出版物等の編集と発行

(8)DMTCの共同研究・委託研究のコーディネートとマネジメント

（9）DMTCの災害対策に関連する成果物の認証

(10)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 会員及び社員

（種別） 第５条 本会の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（１）正会員は、本会の目的に賛同し、社員総会において別に定める会員規程 に従い入会する個人又は団体とする。

（２）一般会員は、本会の目的に賛同し、本会が提供する事業サービスに参加するために入会した個人又は団体（法人含む）とする。

（３）賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した個人又は団体（法人含む）とする。

（構成員） 第６条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により、本会の正会員となった者をもって構成する。

（入会） 第７条 正会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会又は代表理事の承認を得なければならない。

２ 一般会員は、別に定めるところにより申込みをし、理事会又は代表理事の承認を得なければならない。

３ 賛助会員は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費） 第８条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（会員の義務） 第９条 本会の会員は、定款及び関係法令を遵守するとともに、本会の目的達 成に必要な事業に協力する義務を負う。

（任意退会） 第１０条 本会の会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名） 第１１条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議 によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当 該社員総会の日から１週間前までに通知するとともに、社員総会において弁 明の機会を与えなければならない。

（１）この定款その他の規則に違反したとき。

（２）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

２ 正会員以外の会員が前項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議 により、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該理事会の日から 1 週間前までに通知するとともに、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

３ 前２項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものと する。

（会員の資格喪失） 第１２条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）第８条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

（２）総社員が同意したとき。

（３）当該会員が死亡し、又は解散したとき。（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第１３条 会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる、ただし、未履行の義務は、これを免れること ができない。

２ 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他 の拠出金は返還しない。

1. 社員総会

（構成） 第１４条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

（権限） 第１５条 社員総会は、次の事項について決議する。

（１）定款の変更

（２）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（３）役員の選任及び解任

（４）解散

（５）残余財産の処分

（６）入会金及び会費

（７）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種別） 第１６条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

（開催） 第１７条 定時社員総会として毎事業年度終了後３か月以内に開催する。 ２ 臨時社員総会は、理事会において開催の決議がなされたときに開催する。

（招集） 第１８条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に 基づき代表理事が招集する。

（議長） 第１９条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が 欠けたとき又は代表理事に事故等の支障があるときは、あらかじめ理事会に おいて定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

（議決権） 第２０条 社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議） 第２１条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）正会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定める事項

（書面議決等） 第２２条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を 行使することができる。

２ 前項の規定により議決権を行使する正会員は、前条第１項の規定の適用に ついては出席したものとみなす。

（議事録） 第２３条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章 役員 （種類及び定数） 第２４条 本会に、次の役員を置く。

（１）理事 ５名以内

（２）監事 ２名以内 理事のうち１名を代表理事とする。

代表理事以外の理事のうち２名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９１条第１項第２号に定める業務執行理事とすることができる。

（選任） 第２５条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２ 代表理事は、理事会の決議によって、常勤の理事の中から選定する。

３ 業務執行理事は、理事会の決議によって、常勤の理事の中から選定する。

４ 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

５ 理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等内の親族その他 法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えて はならない。

（職務） 第２６条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。

２ 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、 本会の業務を分担執行する。

３ 代表理事及び業務執行理事は、３か月に１回以上、自己の職務の執行の状 況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限） 第２７条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（任期） 第２８条 役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２ 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。

３ 役員は、第２４条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は 任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は 監事としての権利義務を有する。

（解任） 第２９条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

２ 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、当該役員に社員総会 で弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等） 第３０条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、その職務 執行の対価として、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除又は限定） 第３１条 本会は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１ １条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理 事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第６章 理事会

（構成） 第３２条 本会に理事会を置く。

２ 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限） 第３３条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）本会の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集） 第３４条 理事会は、３か月に１回以上代表理事が招集する。

２ 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会 を招集する。

（議長） 第３５条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき 又は代表理事に事故等の支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

（決議） 第３６条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 ９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 （議事録）

第３７条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会に関する定め） 第３８条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 理事会において別に定める。

第７章 資産及び会計

（資産の構成） 第３９条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）入会金収入

（２）会費収入

（３）寄付金品

（４）資産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の管理） 第４０条 本会の資産は、代表理事が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

（経費の支弁） 第４１条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業年度） 第４２条 本会の事業年度は、毎年1月１日に始まり翌年12月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算） 第４３条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の 日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算） 第４４条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時 社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号及び 第３号の書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）貸借対照表

（３）損益計算書

２ 本会は、法令の定めるところにより、前項の規定により報告され、又は承 認を受けた書類等を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止） 第４５条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第８章 定款の変更及び解散

（定款の変更） 第４６条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散） 第４７条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散す る。

（残余財産の帰属） 第４８条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の 決議を経て本会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益社団法人及 公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人若しくは国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章 補足

（事務局） 第４９条 本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２ 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができ、職員の任免は代表理事が行う。

（備付け帳簿及び書類） 第５０条 主たる事務所には、法令で定めるところにより次に掲げる帳簿及び 書類を備えておかなければならない。

（１）定款

（２）社員名簿及び社員の移動に関する書類

（３）理事及び監事の名簿

（４）認可、許可等に関する書類

（５）定款に定める社員総会及び理事会の議事に関する書類

（６）監査報告

（７）その他法令で定める帳簿及び書類

（公告の方法） 第５１条 本会の公告は、電子公告による。

２ やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

（委任） 第５２条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付則 １ 本会の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

埼玉県川口市戸塚東3丁目16番26号　　　　　　　吉田　克也

東京大学大学院防災トレーニングセンター　　　　　沼田　宗純

（一社）和歌山環境エコアクションポイント協会　　下滝　哲夫

本会の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

３．本会の最初の事業年度は、本成立の日から令和3年12月31日までとする。

以上、一般社団法人災害対策トレーニング普及協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。